

6 確認資料等

(1) 登記されていないことの証明書・診断書・身分証明書

役員等の一覧表 (P25) に記入した法人の役員 (顧問、相談役、株主等は除く)、本人及び建設業法施行令第3条に規定する使用人 (以下「役員等」という) が、法8条に定める欠格要件に該当しない旨を証明する、以下の1及び2の書類の提出が必要です (発行後3か月以内のもの)。

※法定代理人について

未成年者である役員等の法定代理人は様式第12号及び登記されていないことの証明書等、また未成年者である役員以外の株主の法定代理人については様式第12号を作成・添付してください (P50参照)。

いずれか一方

1-1 登記されていないことの証明書 → 東京法務局が発行します (以下参照)。

役員等が、成年被後見人又は被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書

※該当する者である場合は、下記1-2を提出してください。

1-2 医師の診断書 ※P53~54の作成例の項目が必要です。

役員等が、契約の締結及びその履行に当たり、必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができる能力を有する旨を記載した医師の診断書 (建設業法施行規則第8条の2)

2 身分証明書 → 本籍地の各区市町村の戸籍事務担当課が発行します (以下参照)。

経營業務の管理責任者、調書に記載した法人の役員 (顧問、相談役、株主等は除く)、本人及び建設業法施行令第3条に規定する使用人が、成年被後見人又は被保佐人とみなされる者に該当せず、破産者で復権を得ない者に該当しない旨の区市町村の証明書

三つの事項を全て証明すること
(三つの事項を分けて証明書を発行する区市町村があるが、その場合、不足なく複数枚の証明書を取得し提出すること)

※登記されていないことの証明書の見本

登記されていないことの証明書	
①氏名	〇〇 〇〇〇
②生年月日	昭和〇年〇月〇日
③住所	東京都〇区〇町〇丁目〇番〇号
④本籍 (任意)	東京都〇区〇町〇丁目〇番地

上記の者について、後見登記等ファイルに成年被後見人、被保佐人とする記録がないことを証明する。

令和〇年〇月〇日
東京法務局 登記官 〇〇

登記されていないことの証明書の取得に当たり、外国籍の方が役員等にいる場合、証明書の申請の際に必ず国籍の入った証明書を取得願います (これにより身分証明書の添付が免除されます)。

※身分証明書の見本

身分証明書	
本籍	東京都〇区〇町
本人氏名	〇〇 〇〇〇
生年月日	昭和〇年〇月〇日
1	禁治産又は準禁治産の宣告の通知を受けていない。
2	後見の登記の通知を受けていない。
3	破産宣告又は破産手続開始決定の通知を受けていない。
上記のとおり証明する。	
令和〇年〇月〇日	区市町村長 〇〇 <input type="checkbox"/>

東京法務局の住所等

〒102-8225

千代田区九段南一丁目1番15号 九段第2合同庁舎

民事行政部後見登録課

電話 : 03-5213-1360

(HP) <http://houmukyoku.moj.go.jp/tokyo/frame.html>

身分証明書については、本籍を所管する各区市町村の戸籍事務担当課にお尋ねください。

(表)

診 断 書 作 成 例

氏名

男・女

年 月 日生 (歳)

住所

上記の者は、契約の締結及びその履行に当たり、必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができる能力を有すると診断する。

診断に当たっての根拠

診断名

所見（現病歴、現在症、重症度、現在の精神状態と関連する既往症・合併症など）

1. 各種検査

長谷川式認知症スケール (点 (年 月 日 実施) 実施不可)

MMSE (点 (年 月 日 実施) 実施不可)

脳の萎縮または損傷の有無

あり ⇒ (部分的にみられる 全体的にみられる 著しい 未実施)

なし

知能検査

その他

2. 短期間内に回復する可能性

回復する可能性は高い 回復する可能性は低い 分からない

(特記事項)

3. 判断能力について

(1) 見当識の障害の有無

あり ⇒ (まれに障害がみられる 障害がみられるときが多い

障害が高度)

なし

()

(2) 他人との意思疎通の障害の有無

- あり ⇒ (意思疎通ができないときもある 意思疎通ができないときが多い
 意思疎通ができない)

なし

()

(3) 理解力・判断力の障害の有無

- あり ⇒ (問題はあるが程度は軽い 問題があり程度は重い
 問題が顕著)

なし

()

(4) 記憶力の障害の有無

- あり ⇒ (問題はあるが程度は軽い 問題があり程度は重い
 問題が顕著)

なし

(5) その他 (※上記以外にも判断能力に関して判定の根拠となる事項等があれば記載)

()

参考となる事項 (本人の心身の状態、日常的・社会的な生活状況等)

年 月 日

病院又は診療所の名称・所在地・連絡先 (電話番号等)

担当診療科名

担当医師氏名 (自署)

(2) 常勤役員等及び直接補佐者の確認資料

常勤役員等及び直接補佐者を置く場合は、その全員について以下①～③の資料がそれぞれ必要です。
なお、更新申請においては③は不要です。

①【申請日現在での常勤性を確認できる資料】※常勤性の定義についてはP7参照

- (個人) 他の事業者の社会保険へ加入していないことの証明として以下1～2
1. 健康保険証の写し (氏名、生年月日のわかる有効期限内のもの)
 2. 直近決算の個人確定申告書の写し (第一表、第二表 (原本提示又は受信通知 (メール詳細) の添付))
- (法人) 申請会社における社会保険への加入の証明として以下1～2
1. 健康保険証の写し (氏名、生年月日、事業所名の分かる有効期限内のもの)
 2. 健康保険証に**事業所名が印字されていない場合は**、申請者の所属を証明するため、**健康保険証の写し及び**、以下のいずれかの資料

- ・健康保険・厚生年金被保険者に関する標準報酬決定通知書 (原本提示)
- ・資格取得確認及び標準報酬決定通知書 (原本提示)
- ・住民税特別徴収税額通知書 (徴収義務者用) (原本提示)
- ・(新規に認定する者に限り) 特別徴収切替届出 (受付印のあるもの) (原本提示)
- ・直近決算の法人用確定申告書の写し (表紙、役員報酬明細 (及び受信通知 (メール詳細))) (原本提示)
※申請会社において役員として一定額の役員報酬を得ていることを証する必要がある。
- ・厚生年金の被保険者記録照会回答票 (原本提示)
- ・(新規に認定する者に限り) 資格取得届 (受付印のあるもの) 又はその通知 (原本提示)
- ・健康保険組合等による資格証明書 (申請会社への在籍を証明するもの) (原本提出) ほか

※ 原本提示は写しの提出が必要です。

※ 被扶養者となっている者は、常勤性が推定できないため、常勤役員等となることはできません。

※ 申請事業者以外からの報酬がある場合、原則常勤とみなしません。

(注1) 住所が勤務を要する営業所の所在地から著しく遠距離 (通勤時間がおおむね片道2時間以上) にあり、常識上通勤不可能なものについては、通勤確認のできる資料 (通勤定期券やETC記録等) を求めることがあります。

(注2) 出向者の場合は上記1～2に加え、出向契約書・発令通知書等で該当者、出向元・出向先・出向期間の確認できる資料、又は該当者の氏名が記載された、申請時点における3か月分の出向負担料に関する出向元・出向先間の請求書及び入金資料等の資料が必要です。

(注3) 常勤役員等は、他社を代表する代表取締役等と兼ねることはできません (その会社において、事務一般を掌理する常勤の取締役がいる旨の証明書の提出がある場合を除く。)

(注4) 健康保険法の改正により、令和2年10月1日から保険者番号及び被保険者記号・番号については、見えないように消した (隠した) ものを提出するようお願いいたします。

②【申請日現在において常勤役員等及び直接補佐者の地位にあることを示す資料】

【常勤役員等】 申請時点において、法人にあっては取締役又は権限を委譲された執行役員、個人にあっては事業主又は支配人である必要があります。

※ 過去の経営等経験に関してはP56③で示すとおり、イ(3)における部長職経験等が認められる場合もありますが、この場合でも、常勤役員等に置くためには、役員又は権限を委譲された執行役員とする必要があります。

■ 確認資料

(法人) 役員であることを示す発行日が3か月以内の登記事項証明書

(「役員に関する事項」の分かる履歴事項証明書等)

又は権限委譲を受けた執行役員等であることを示す資料 (株主総会や取締役会の議事録等)

(個人) 他の事業者に在籍せず、事業主であったことを示す資料 (個人確定申告書の写し (第一表、第二表 (及び受信通知 (メール詳細)))

又は支配人である場合は、そのことを示す登記事項証明書 (履歴事項証明書等)

【直接補佐者】 申請時点において、常勤役員等 (口該当) に直属の者である必要があります。

■ 確認資料 …… 組織図等

③【経営等の経験について確認できる資料】

建設業の経営又はその補助、及び業務経験の確認に当たっては、それぞれの期間分の経験年数(1.)を積み重ねていることと、その期間が建設業に関して証明すべきものである場合、当該期間において、事業者として建設業の経営業務を管理していたこと(2.)を証明する必要があります。

1. 過去の経験年数を証明するものとして、証明期間分の以下の書類

イ(1)の常勤役員等：建設業に関し5年以上、役員であったことを示す登記事項証明書

(「役員に関する事項」の分かる履歴事項証明書等)

※ 個人にあつては、他の事業者^①に在籍せず、事業主であったことを示す資料

(個人確定申告書の写し(第一表、第二表(原本提示又は受信通知(メール詳細)の添付)))

※ 建設業法施行令第3条に規定する使用人の経験を使う場合は、5年以上その地位にあつたことを示す、経験会社での建設業許可申請書や変更届出書の写し等

イ(2)の常勤役員等：建設業に関し5年以上、取締役会設置会社である場合に、権限委譲を受けた執行役員等であったことを示す資料(株主総会や取締役会の議事録等)(P57参照)

イ(3)の常勤役員等：建設業に関し6年以上、経営業務の管理責任者に準ずる地位にあつたことを示す資料(※詳細につきP57参照)

ロ(1)の常勤役員等：建設業に関し2年以上、役員又は権限を委任された執行役員であったことを示す資料(イ(1)(2)と同様)。さらに、この期間と合わせて5年以上となるように、建設業に関して役員又は役員等に次ぐ職制上の地位(財務・労務・業務のいずれかについて)にあつたことを示す資料(例：役員等4年+次ぐ地位1年でも可。)

(組織図、社員名簿、略歴書(P44)、またこの期間の常勤性を示す①の資料)

ロ(2)の常勤役員等：建設業に関し2年以上、かつこの期間と合わせて5年以上となるように、役員又は権限を委任された執行役員であったことを示す資料

※ 個人では、他の事業者^①に在籍せず、事業主であったことを示す資料

直接に補佐する者：建設業に関し5年以上、申請会社(吸収合併等により、過去に所属していた会社と申請会社の間で経営上の連続性があると認められる場合に限り、消滅会社での経験を足すことは可)において、財務管理・労務管理・業務運営に携わる部署に在籍し、業務経験を積んだことを示す資料(職層は問わない。)

(組織図、社員名簿、略歴書(P45)、またこの期間の常勤性を示す①の資料)

※ 個人では、その事業者の下^①の専従者又は給与者として、建設業において財務管理・労務管理・業務運営に携わっていたことを示す資料

(事業主の青色申告書、略歴書(P45)、またこの期間の常勤性を示す①の資料)

2. 証明期間において、建設業を経営していたことを証明する資料として、以下ア～ウ

(1.)の資料は、常勤役員等及び直接補佐者が、証明する者における在籍を示す資料であり、この期間、証明者において、実際に建設業の経営又は補助をしていたことが分かる資料が必要です。

ア 証明期間において、建設業許可を有していた場合

＜建設業許可通知書又は受付印の押印された建設業許可申請書・変更届・廃業届等の写し＞

※ 通知書等の全てではなく、過去の建設業許可期間を合理的に推定するに足る分を添付してください。

(例)平成7年4月1日～平成15年3月31日の通知書と、平成22年4月1日～平成27年3月31日の通知書がある、既に失効した事業者の許可期間については、両通知書の許可番号が同一である場合、平成7年4月1日～平成22年4月1日まで建設業許可が続いていたと推定します(さらに、廃業届の写しがある場合はその廃業日まで、直近の決算報告書がある場合はその決算期の締め日まで許可が継続していたものと推定が可能)。

※ 東京都知事許可の場合は、許可番号及び許可業種とその許可期間について様式7号または7号の2の備考欄に記載することで、上記資料を省略可能です(ただし、令3条の使用人の期間については、申請書・変更届等の裏付け資料は省略不可)。

※ 令3条の使用人の経験を証明する場合は、建設業許可申請書(変更の場合は変更届出書)、営業所一覧表、建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表で、建設業法施行令第3条に規定する使用人の就退任日及び当該営業所名が確認できるものを提出してください。

※ 大臣・他の道府県許可の場合は、それぞれの許可行政庁へ許可期間をお問い合わせください。

イ 証明期間において、建設業許可を有していなかった場合

＜期間通年分の建設業に関する工事請負契約書・工事請書・注文書(原本提示)や請求書等の写し等＞

※ 請求書、押印のない工事請書、FAXで送付された等のため原本を提示できない注文書等については、入金を確認できる資料による補足が必要です(電子契約である場合を除く。)。これらの請求書等は入金確認資料の写し(原本提示)とあわせてお持ちください。(P60参照)。

ウ 大臣認定の場合はその認定証の写し(原本提示)

■元経營業務の管理責任者（常勤役員等）又は元直接補佐者であることによる証明について

過去いずれかの建設業許可で、1度でも経營業務の管理責任者又は常勤役員等として認められた者は、当該事実が確認できる資料（許可行政庁において受付印の押印された申請書様式第1号又は変更届出書様式第22号の2号第1面及びこれらに添付された様式第7号等）をP56のA～ウに代えることができます。（令和2年9月30日以前の旧イ・ロ該当者は、令和2年10月1日以降の新イ(1)該当者となる。）ただし、新ロ該当者であった元経管経験を、そのまま後日新イ該当者経験とすることはできません（経管・補佐者の交代パターンに関してP91も参照してください。）。

こうした「元経管証明（元補佐者証明）」を行う場合は、申請書別とじに添付する様式第7号（又は7号の2）について、証明内容をこの添付資料と完全に同一の内容で新たに作成してください。（申請者欄については現在の申請者情報を記載。）

■常勤役員等の過去の経営経験について（図示）

	1年	2年	3年	4年	5年	6年	
イ(1)	【経營業務の管理責任者】として【建設業の経營業務を管理】した経験						
イ(2)	【経營業務の管理責任者に準ずる地位（権限の委任を受けた者）】として【建設業の経營業務を管理】した経験						
イ(3)	【経營業務の管理責任者に準ずる地位（イ(2)以外の者）】として【建設業の経營業務管理責任者を補助】した経験						
ロ(1)	【役員】として【2年以上】 【建設業】の経験		左を含め財務・労務・業務運営につき 【役員又は役員に次ぐ職制上の地位】 にあって【5年以上】の【建設業】の経験				+
ロ(2)	【役員】として【2年以上】 【建設業】の経験		左を含め【役員】として 【5年以上】の経験				+
ハ	国土交通大臣により、 イ、ロと同等以上の経営体制を有すると認定されたもの						

※以下3名の直接補佐者（常勤役員等の直属の者）が必要
建設業の財務管理に関し申請会社で5年以上の業務経験を有する者
建設業の労務管理に関し申請会社で5年以上の業務経験を有する者
建設業の業務運営に関し申請会社で5年以上の業務経験を有する者
（同一人の兼務可、経營業務の管理責任者との兼務不可）

■常勤役員等の過去の経営経験の確認資料について（確認表）

○：要 △：必要に応じて提出 確認が取れない場合、さらに他の書類も併せて提出していただくことがあります。

提出	確認資料	イ該当			ロ該当		直接補佐	確認事項
		(1)	(2)	(3)	(1)	(2)		
①執行役員が常勤役員等である場合や、直接補佐者の常勤性確認の追加資料								
<input type="checkbox"/>	身分証明書、ないこと証明書（又は医師の診断書） 役員の一覧表及び氏名一覧表への記名		△	△	△	△	-	常勤役員等については、執行役員であっても欠格要件の確認のための身分確認資料が必要となる（他の執行役員については不要）
<input type="checkbox"/>	【執行役員】 定款・株主総会・取締役会の議事録や有価証券報告書等 【直接補佐者】 人事発令書・社員名簿等及び健康保険証		△	△	△	△	△	常勤役員等が執行役員である時や、直接補佐者であるものが、更新・追加・般特新規申請や交代の時点で引き続き、その地位に常勤していることを示す資料が必要（退任後、再任まで1日以上間が空く場合は、常勤役員等の変更届または廃業届が必要）
②経営経験、経営補助経験、財・労・業の業務経験の確認資料								
<input type="checkbox"/>	組織図 ※該当者の氏名を記入	-	○	○	○	○	○	全社的なものを含み、かつ被証明者の位置づけが明確なもの
<input type="checkbox"/>	建設業部門に関する執行権限の委譲があることや、 経営経験（業務経験）部署に建設業の業務権限があること の確認資料として以下が必要							【イ(2)】 ・取締役会の決議等により建設業部門に関して業務執行権限の委譲を受ける者として選任され、かつ、取締役会の決議等により決められた業務執行の方針に従って、代表取締役の指揮及び命令のもとに、 具体的な業務執行や経営に専念した経験 に該当することを示すもの
<input type="checkbox"/>	【法人における経験】 <input type="checkbox"/> 定款・株主総会の議事録 <input type="checkbox"/> 業務分掌規定 <input type="checkbox"/> 取締役会規則、取締役就業規則・取締役会の議事録 <input type="checkbox"/> 執行役員規程、執行役員業務分掌規程 など	-	○	○	○	-	○	【イ(3)】 ・建設業の 経營業務管理責任者に準ずる地位 にあったことを示すもの
<input type="checkbox"/>	【個人事業主の補助経験】 <input type="checkbox"/> 使用者の確定申告書 （第1表、第2表、青色申告決算書）							【ロ(1)】……2年以上の建設業の役員等経験とは別に、この期間と合わせて、5年以上の 役員等に次ぐ職制上の地位（管理職） であり、 建設業に関する財務管理・労務管理・業務運営に関するもの
<input type="checkbox"/>	稟議書 ※年1件程度期間分	-	-	○	○	-	○	【直接補佐者】…… 建設業に関する財務管理・労務管理・業務運営の業務経験 が確認できるもの（原則、自社経験かつ経験当時のもの）
③経営経験、経営補助経験、財・労・業の業務経験の期間の在職確認資料								
<input type="checkbox"/>	【個人事業主の経験期間】 確定申告書（第1表、第2表）	○	-	-	-	-	-	【イ(1)】……5年以上 【イ(2)】……5年以上（執行役員の選任、重任日についてわかるもの） 【イ(3)】……6年以上
<input type="checkbox"/>	【個人事業主の補助経験期間】 使用者の確定申告書（第1表、第2表、青色申告決算書）	-	-	○	-	-	-	
<input type="checkbox"/>	【法人の役員経験期間】 登記事項証明書（履歴事項証明書等）	○	-	-	○	-	-	
<input type="checkbox"/>	【法人の執行役員経験の期間】 定款・株主総会・取締役会の議事録や有価証券報告書等	-	○	-	△	-	-	【ロ該当】 ロ(1)においては、役員として2年以上、かつこの期間と合わせて、役員等に次ぐ職制上の地位に在職していたことの証明が必要 ロ(2)においては、役員として5年以上、在職していたことの証明が必要
<input type="checkbox"/>	【法人の経営補助経験、管理職経験、業務経験の期間】 人事発令書・社員名簿等	-	-	○	△	○	-	
<input type="checkbox"/>	健康保険証（事業所名が無い場合は追加資料）		-	-	-	-	○	直接補佐者の業務経験について、その証明期間を通して、証明会社で常勤であったことを示す資料（P55①参照）
④建設業の役員等としての期間における経営経験・経営補助経験の確認資料								
<input type="checkbox"/>	【許可無し期間につき】 工事請負契約書等の写し（P56、60参照）			○	-	-	-	【建設業の経営経験（イ(3)6年以上、他5年以上、期間通年分）】 ※ロ該当では直接補佐者が必要であり、この者達の業務経験の証明のため、結果的にはロ(1)においても5年以上の証明が必要
<input type="checkbox"/>	【許可有り期間につき】 許可通知書等（P56参照）			○	-	-	-	【建設業の財務管理・労務管理・業務運営の業務経験（各5年以上、期間通年分）】 ※原則、補佐当時の資料（原則、自社経験のみ）が期間通年分必要 ※補佐当時の資料が用意不能の場合に限り、直近の5年以上の資料でも推定可

※「常勤役員等」とは、法人である場合においてはその役員のうち常勤であるもの、個人である場合にはその者又はその支配人をいい、「役員」とは、業務を執行する社員、取締役、執行役員又はこれらに準ずる者をいいます。これらに準ずる者とは、執行役員等については原則含まませんが、**取締役会設置会社において**、建設業の経營業務の執行に関し、取締役会の決議を経て取締役会又は代表取締役から具体的な権限委譲を受けた執行役員等は含まれます。執行役員等の立場のまま就任した場合、申請会社についてイ(2)○印の資料が必要です。

(3) 専任技術者の確認資料

各営業所に専任技術者を置く場合は、その全員について以下①～②の資料がそれぞれ必要です。

①【申請日現在での常勤性（及び専任性）を確認できる資料】※専任性の定義についてはP8参照

（個人）他の事業者の社会保険へ加入していないことの証明として以下1～2

- 健康保険証の写し（氏名、生年月日の分かる有効期限内のもの）
- 直近決算の個人確定申告書の写し（第一表、第二表（[原本提示](#)又はメール詳細の添付））

（法人）申請会社における社会保険への加入の証明として以下1～2

- 健康保険証の写し（氏名、生年月日、事業所名の分かる有効期限内のもの）
- 健康保険証に**事業所名が印字されていない場合は**、申請者の所属を証明するため、**健康保険証の写し及び**、以下のいずれかの資料

- 健康保険・厚生年金被保険者に関する標準報酬決定通知書（[原本提示](#)）
- 資格取得確認及び標準報酬決定通知書（[原本提示](#)）
- 住民税特別徴収税額通知書（**徴収義務者用**）（[原本提示](#)）
- （新規に認定する者に限り）特別徴収切替届出（受付印のあるもの）（[原本提示](#)）
- 直近決算の法人用確定申告書の写し（表紙、役員報酬明細（及びメール詳細））（[原本提示](#)）
※申請会社において役員として一定額の役員報酬を得ていることを証する必要がある
- 厚生年金の被保険者記録照会回答票（[原本提示](#)）
- （新規に認定する者に限り）資格取得届（受付印のあるもの）、又はその通知（[原本提示](#)）
- 健康保険組合等による資格証明書（申請会社への在籍を証明するもの）（[原本提出](#)） ほか

※ 被扶養者となっている者は、常勤性が推定できないため、専任技術者となることはできません。

※ 申請事業者以外からの報酬がある場合、原則常勤とみなしません。

（注1）住所が勤務を要する営業所の所在地から著しく遠距離（通勤時間がおおむね片道2時間以上）にあり、常識上通勤不可能なものについては、通勤確認のできる資料（通勤定期券やETC記録等）を求めることがあります。

（注2）出向者の場合は上記1～2に加え、出向契約書・発令通知書等で該当者、出向元・出向先・出向期間の確認できる資料、または該当者の氏名が記載された、申請時点における3か月分の出向負担料に関する出向元・出向先間の請求書及び入金等を確認できる資料が必要です。

（注3）専任技術者は、他社を代表する代表取締役等と兼ねることはできません（休業しているか、複数代表取締役であって、非常勤の代表取締役であることに関する証明書の提出がある場合を除く）。

（注4）健康保険法の改正により、令和2年10月1日から保険者番号及び被保険者記号・番号については、見えないように消した（隠した）ものを提出するようお願いいたします。

②【技術者要件について確認できる資料】

※追加申請の際は、追加業種を担当する専任技術者についてのみ、以下の資料が必要。

※書類のとじ方についてはP20～23、60参照（ア～ウは「別とじ」に、エ～オは「確認資料」にとじる）

【ア】技術者の要件が国家資格者等の場合は、その合格証・免許証等の写し（[原本提示](#)）

※P68～70、P72の「資格・免許及びコード番号表」を参照（一部資格はP59【エ】を伴う）

【イ】技術者の要件が監理技術者である場合は、監理技術者資格者証の写し（[原本提示](#)）

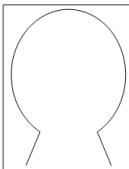
※申請書にはコピーを添付（[原本提示](#)）

※監理技術者資格者証により資格証明する業種については、他の【ア】、【ウ】～【オ】の証明書類（資格認定証明書、修業（卒業）証明書、実務経験証明書、指導監督的実務経験証明書等）の添付が不要となる。

※監理技術者資格者証により資格証明する場合、別紙四「専任技術者一覧表」、様式第八号「専任技術者証明書」に記載するコード番号はP66参照してください。

※指定建設業（P8エ）以外の業種については、1級の国家資格者・技術士の資格者又は大臣認定者でなくとも、特定建設業許可の専任技術者となることが可能（この場合【オ】は不要）。

※「監理技術者資格者証」についての問合せ先：一般財団法人建設業技術者センター（03-3514-4711）

氏名 宮本 洋子	昭和46年10月10日生 本籍 東京都
住所 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号	
	初回交付 平成19年5月10日 交付 平成29年3月1日 交付番号 第000100000000号
	監理技術者資格者証 平成34年5月9日 まで有効
	国土交通大臣指定資格者証交付機関 財団法人建設業技術者センター理事長
	許可番号 国土交通大臣 第000000号
所属建設業者 (株)OX建設	
有する資格	土施 一管施 実経(通)
建設業の種類	土建大左と石屋電管タ鋼筋舗し板力塗防内機絶通園井具水消消解
有・無	100011001010110010000100010000

この場合は1級施工管理技士の合格証明書の添付不要。

この場合は電気通信工事の実務経験証明書・指導監督的実務経験証明書等の添付不要。

【ウ】技術者の要件が大臣認定の場合は、その認定証の写し（[原本提示](#)）

【エ】技術者の要件が実務経験（記載方法はP48参照）を含む場合

「実務経験」とは、許可を受けようとする建設工事（業種）に関する技術上の経験をいいます。具体的には、建設工事の施工を指揮、監督した経験及び実際に建設工事の施工に携わった経験をいいます。これには、現場監督技術者としての経験も含まれますが、工事現場の単なる雑務や事務の仕事は、実務経験に含まれません。

- * 実務経験で2業種以上申請する場合、業種ごとに原則10年以上の経験が必要で、実務経験期間は重複不可です（2業種を申請する場合は20年以上必要）。
- * 指定学科による期間の緩和はP67を参照してください。この場合も、実務経験期間は重複不可です。
- * 異なる業種間での実務経験の振替えは、振替え元の業種が4年＋対象の業種が8年の計12年の証明が必要です（技術経験の証明、在職経験の証明共に必要。実務経験証明書は証明者ごと、業種ごとに作成が必要）。以下に挙げる組合せでのみ、振替えは可能です。

土木一式	⇒	とび・土工、しゅんせつ、水道施設
建築一式	⇒	大工、屋根、内装、ガラス、防水、熱絶縁
大工	⇔	内装 ※大工と内装は相互に振替えが可能
とび・土工（H28.5.31以前の経験のみ）	⇒	解体 ※H28.6.1以降の（と）の経験は振替え不可 詳細はP72を参照してください

なお、業種間の振替えによる短縮は、指定学科による期間の緩和と併用することはできません。

- * 附帯工事（請負契約の中で、主目的となる業種の工事に含まれる、別業種の工事）の経験は、実務経験の証明に使うことはできません。

1. 証明期間において、対象業種で実務経験を積んだことを証明する資料

(1) 証明期間において、建設業許可を有していた場合

＜建設業許可通知書又は受付印が押印された建設業許可申請書・変更届・廃業届等の写し＞

- ※ 証明しようとする業種に対応するものが必要。ただし、通知書等の全てではなく、過去の建設業許可期間を合理的に推定するに足る分を添付すること（P56の2ア（例）参照）。
- ※ 東京都知事許可の場合は、許可番号及び許可業種とその許可期間について、様式9号の備考欄に記載することで、上記資料を省略可能です。
- ※ 大臣・他の道府県許可の場合は、それぞれの許可行政庁へ許可期間をお問い合わせください。
- ※ 許可を有している場合であっても、実際に工事を行っていた期間の合計が10年以上必要です。

(2) 証明期間において、建設業許可を有していなかった場合

＜業種内容が明確に分かる期間通年分の工事請負契約書・請書・注文書（[原本提示](#)）や請求書等の写し等＞

- ※ 請求書、押印のない工事請書、FAXで送付された等のため原本を提示できない注文書等については、入金を確認できる資料による補足が必要です（電子契約である場合を除く。）。これらの請求書等は入金確認資料の写し（[原本提示](#)）とあわせてお持ちください（P60参照）。

（注1）期間については、契約書等の最初の資料に記載された日付（契約日、注文日、請負日、工期、請求日等）から最後の資料に記載された日付を通算して証明する年数を上回らなければなりません。ただし、実務については、実際に工事を行っていた期間の合算になります。

（注2）電気工事又は消防施設工事における無資格者の実務経験は、電気工事士法及び消防法の規定により、原則として認められません。

2. 証明期間の常勤を示す資料

上記の（1.）の資料は、証明する者において工事实績等があったことを示す資料であり、この期間、この専任技術者が証明者に在籍していたことを以て、工事経験を積んだと推定します。そのための確認資料として、P58①に示す資料を、期間通年分用意してください。

【オ】指導監督的実務経験の場合（様式第10号の記入方法や注意事項につきP49参照）

その業種で指導監督的な実務経験を積んだことを証明する資料として、【エ】と同様の資料に加え、指導監督的実務経験証明書（10号様式）内容欄に記入した工事契約書の写し（[原本提示](#)）及び施工体系図等、その技術者が、指導監督的な地位にあったことのできる資料が必要です。

■元専任技術者による実務経験（及び指導監督的実務経験）の証明について

過去いずれかの建設業許可で、専任技術者として認められた者は、その業種について、当該事実が確認できる資料（許可行政庁において受付印の押印された申請書様式第1号、又は変更届出書様式第22号の2第1面及びこれらに添付された様式第9号（及び10号）等）を、上述のエ、オに代えることができます。なお、アの一部資格で求めている実務経験にも代えることができます。

この場合、申請書に添付する様式第9号（及び10号）については、実務経験内容をこの添付資料と同一の内容で、新たに作成してください。

○経営経験・実務経験を請求書等によって証明する場合のとり方

請求書等と入金資料を、1か月ずつ1セットにする。この際、可能な限り入金額と請求金額（契約金額）が合うようにする。

※複数件まとめて入金している場合は、合算した請求書を全て間に挟むか、入金の内訳表を作成して間に挟む。

※見積書や工期資料、その他その案件に関する参考資料は、全て請求書等と入金資料の間に挟む。

入金確認資料（通帳写し等）

請求書等

.....

入金確認資料（通帳写し等）

請求書等（契約書・注文書・請書含む）

○原則、1月1件で1か月の経験と数えます（累計）。（請求書等の発行月で判断します）。

○**経営経験（経営者）** 証明時は、請求書等は、建設業であることが（業種は問わない）、件名や見積書や内訳書等から、分かる必要があります。

- ・ **見積書** ・ **打合せ記録**
- ・ **工期の分かる資料**

等があれば、その期間全て経営経験に数えることができます（同一案件に限る。）。

（例）28年1月に見積書発行～28年3月に請求書発行の場合、3か月の経験と数えます。

○**実務経験（専任技術者）** 証明時は、請求書等は、証明したい業種であることが、件名や見積書や内訳書等から、分かる必要があります。

- ・ **工期のわかる資料**

がある場合のみ、その工期を全て実務経験に数えることができます（同一案件に限る。）。この場合、請求月が工期と異なる時は含めません。

※1件の工期が著しく短い場合は、1か月に複数の工事経験があることとの分かる資料を追加してください（総括表や、建設業を主とする会社である場合は確定申告書の売上高等で可）

1月1セットを、証明に必要な月数分束ねてください。

※発注者ごとではなく、年月順に並べてください。

※証明者が異なる場合は、**それぞれの証明者による請求書の、始月と終月**を必ず入れてください。

（例）
個人事業主経験が28年1月～30年12月、法人経験が31年1月～令和2年12月である場合は、
個人事業主の28年1月、30年12月、法人経験の31年1月、令和2年12月のセットは必ず入れる。

年月日	摘要	お支払額	お預り金額	差引残高
H31.1.5	振込1	カ) ケンセツギョウカ	510,000	4,510,000
				<付箋例> H31①
H31.3.9	振込1	カ) ケンセツギョウカ	1,520,000	6,030,000
				<付箋例> H31②
R1.8.14	振込1	カ) ケンセツギョウカ	745,000	6,775,000
				<付箋例> H31③

入金確認資料は、原則通帳の写し（その他、金融機関発行の明細書等）となります。

※写しの提出と共に、**原本確認が必要**です。窓口審査で、写しに対応するページの提示を求めため、請求書等に対応する入金箇所への線を引いたり、付箋をあらかじめ貼っておくと、素早く確認ができます。

※発注者の押印のある注文書等である時に、その原本がある場合は、入金資料は原則不要となります。

◇重要な変更点◇

※用意する請求書等について、これまでは証明に必要な月数分（原則1月1件）必要でしたが、

経営経験・実務経験期間確認表の提出をもって請求書等の年月の間隔が四半期（3か月）未満であれば、間の請求書等の提示・提出を省略できます。（詳細は次ページ参照）

○ 経営経験・実務経験期間確認表

年	月	工事件名	工期(※)	請求書等	入金確認資料	通算
平成	1	清水邸造園工事	-	請求書	通帳(原本提示)	1
	2					2
	3					3
	4	砧公園植栽工事	-	請求書	領収書(原本提示)	4
	5					
	6					
	7					
	8	千田ビル植栽工事	8月8日から9月26日まで	契約書(原本提示)		5
	9					6
	10					7
	11					8
	12	山本邸造園工事	-	請求書	取引明細(原本提示)	9
平成	1	大森ビル植栽工事	-	注文書(原本提示)		10
	2					11
	3					12
	4	東山公園植栽工事	4月1日から5月27日まで	契約書(原本提示)		13
	5					14
	6					
	7					
	8	立川公園修景施設工事	-	注文書(原本提示)		15
	9					
	10					
	11					
令和	1	星のビル植栽工事	-	注文書(原本提示)		116
	2					
	3					
	4	中央公園植栽工事	5月9日から7月31日まで	契約書(原本提示)		117
	5					118
	6					119
	7					
	8	富山公園植栽工事		注文書(原本提示)		120
	9					
	10					
	11					
	12					

通算月数を記入

前の請求書等と次の請求書等の年月の間隔が3か月未満であるため、経験期間として認められる。

前の請求書等と次の請求書等の年月の間隔が3か月以上であるため、経験期間として認められない。

前の請求書等と次の請求書等の年月の間隔が3か月以上であるが、工期の終期である9月と次の請求書等の年月の間隔が3か月未満であるため、経験期間として認められる。

【基本的な記入方法】

① 請求書等は、証明しようとする期間の全てを含むこと。
 例) 平成24年1月から令和3年12月の10年間を証明しようとする場合、平成24年1月以前の請求書等と令和3年12月以降の請求書等が必要。

② 請求書等の年月の間隔が四半期(3か月)未満であれば、間の請求書等の提示を省略することができる。
 例) 平成24年1月と平成24年4月の請求書等がある場合、平成24年2月・3月分の提示・提示は不要。

以下の通算月数に達するまで記載

- ・1年実務の場合 ⇒ 12
- ・3年実務の場合 ⇒ 36
- ・5年実務の場合 ⇒ 60
- ・10年実務の場合 ⇒ 120

※【機械器具設置工事(専任技術者)の場合】
 工期の全てではなく、現場での機械の組立・設置工事期間のみを実務経験期間とします。
 ⇒ 請求書等に加えて、工程表等現場で機械を組み立て・設置工事を行っている期間が確認できる資料を提出すること。

(4) 健康保険の加入状況の確認資料

【令和2年10月以降の社会保険の許可要件化について】

1. 「適切な保険に加入していること」が許可要件となりました。

- ◆令和2年10月1日以降の申請（更新含む。）については、適切な社会保険に加入していない場合、許可することができませんので御注意ください。
- ※既に有効な許可については、10月1日以降も引き続き有効です。
- ※9月30日以前に手数料入金を受付がされた更新申請については、従前の要件で取り扱われます。
- ◆様式第7号の3（「健康保険等の加入状況」）の記入方法が変わりました。健康保険等の加入状況に応じて、下記の番号を記入してください。

保険の加入状況	(参考) 従前
適用事業所、適用事業の届出を行っている場合……	1 (変更なし)
適用が除外される場合……	3
一括適用の承認に係る事業所……	1

※未加入（従前の記載では「2」）については、社会保険の許可要件化に伴い、該当する番号がなくなりましたので、御注意ください。

2. 確認資料について

《健康保険・厚生年金保険》

- ◆事業所整理記号・事業所番号の確認できる、下記のいずれかの資料（写し）を御提出ください。

(a) 健康保険（全国健康保険協会）に加入の場合
・納入告知書 納付書、領収証書 ・保険納入告知額・領収済通知書 ・社会保険料納入確認（申請）書（受付印のあるもの）
(b) 組合管掌健康保険に加入の場合
（健康保険について）健康保険組合発行の保険料領収証書 （厚生年金保険について）上記(a)のいずれか
(c) 国民健康保険に加入の場合
（厚生年金保険について）上記(a)のいずれか

○健康保険及び厚生年金保険の保険料の
納入に係る領収証書
(例1) 窓口納付

(例2) 口座振替

○健康保険及び厚生年金保険の納入証明書

(例)

※社会保険に加入して間がなく、保険料納入の実績が無い場合は、下記でも可

- 健康保険・厚生年金保険資格取得確認及び標準報酬決定通知書
- 健康保険・厚生年金保険の新規適用届（年金事務所による受付印のついたもの）

《雇用保険》

- ◆雇用保険の**労働保険番号**(※事業所番号ではありません)を確認できる下記のいずれかの資料(写し)を御提出ください(※労災保険の労働保険番号を誤記しないようお願いいたします)。
- ・「労働保険概算・確定保険料申告書」及び「領収済通知書」
- ・「労働保険料等納入通知書」及び「領収済通知書」

○労働保険概算・確定保険料申告書の(例) ○申告した保険料の納入に係る領収済通知書(例)

※雇用保険に加入して間がなく、保険料納入の実績がない場合は、領収済通知書の提示は不要です。

※労働保険事務組合が保険料の納付を行っている場合は、労働保険番号が記載されている、事務組合が発行する労働保険料領収書等の写しを提出してください。

(参考)【社会保険等加入義務一覧】○：加入義務あり

事業所区分	常用労働者の数	健康保険 年金保険	雇用保険	適用除外と なる保険	
法人	1人～	○	○		—
	役員のみ等	○	—		雇用
個人事業所	5人～	○	○		—
	1人～4人	—	○		健康、年金
	1人親方等	—	—	雇用、健康、年金	

3. 注意事項について

《健康保険・厚生年金保険》

- 健康保険、厚生年金保険については、法人であれば原則適用事業所となります。
- 健康保険、厚生年金保険について、個人事業主の場合は、家族従業員を除く従業員が5人以上の場合に、原則適用事業所となります。
- 健康保険については、適用事業所であっても、事業主が健康保険適用除外承認を申請し、年金事務所が承認した場合、適用除外承認を受けることができます(東京土建国民健康保険組合、全国土木建築国民健康保険組合等)。
- ※適用事業所の該当等についての詳細は、最寄りの年金事務所にお問い合わせください。

〔東京都の年金事務所一覧〕 <https://www.nenkin.go.jp/section/soudan/tokyo/index.html>

《雇用保険》

- 1人でも労働者を雇っている場合、法人、個人事業主の別なく雇用保険の適用事業所となります。
- 法人の役員、個人事業主、同居の親族のみで構成される事業所の場合、雇用保険は原則適用除外となります。
- ※適用事業所の該当等についての詳細は、最寄りの公共職業安定所(ハローワーク)にお問い合わせください。

〔東京都のハローワーク一覧〕 <https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-hellowork/list.html>

(5) 建設業法施行令第3条に規定する使用人の確認資料

令3条の使用人を置く場合は、その全員について「(2) 常勤役員等の確認資料」の① (P55) と同じ確認資料が必要となります (置かれている従たる営業所における常勤性の確認)。

(6) 営業所の確認資料

- 1 法人 ア 登記事項証明書 (支店登記での確認でも可)
- 2 個人 イ 商号 (屋号) を登記している場合は、登記事項証明書
ウ イに該当しない個人の所在地変更の場合は、住民票
- 3 営業所写真 ※詳細は、ページ下部をお読みください。
- 4 名刺・封筒等の写し 営業所の郵便番号、電話番号が確認できるもの (提示のみ)
(変更届の場合には、従前の届出内容と変更がなくてもご提示ください。)

登記上 (個人事業主については住民票上) 以外の場合に事実上の営業所があり、上記資料 1、2 で確認できない場合は、次の 5、6 を提出してください。 (この場合、上記 1、2 は省略可)

- 5 自社 (自己) 所有の場合 エ 当該建物の登記事項証明書
オ 当該建物の固定資産物件証明書又は固定資産評価証明書
- 6 賃貸借契約の場合 カ 当該建物 (物件) の賃貸借契約書の写し (使用目的が事業所用 又は店舗用であること。住居用の場合、事業所使用に関して特約があるか、賃貸人からの承諾書が必要です。)

<提出について>

- 1 新規 (許可換え新規を含む) ・都内での所在地変更又は営業所の新設の際に提出するもの
1～4 は必須。5 又は 6 は、必要に応じて提出してください。
- 2 更新・業種追加・般特新規の際に提出するもの
登記上 (商業登記のない個人事業主については住民票上) 以外の場所に事実上の営業所がある場合、5 又は 6 を提出してください。

※ 資料に記載の地番と実際の住居表示が異なる場合は、当該所在地の確認ができる名刺・封筒等の写しを併せてご提示ください。

※ 官公庁で取得する各種証明書は、発行後 3 か月以内のものを提出してください。

※ 賃貸借契約書は、有効な契約期間内のものを提出してください。ただし、自動更新の条項がある場合には、契約期間を過ぎていても可をします (定期建物賃貸借を除く)。

※ 事実上所在地の変更を伴わない、登記上所在地のみの変更の場合は、3、4 は不要です。

営業所写真

年 月撮影

年 月撮影

※ここに写真を掲載 (カラー印刷可)
※A4用紙1枚あたり4枚を目安とする

【写真撮影要領】

①建物の全景等

- ・営業所に入る建物の全景
- *あわせて、以下の項目の写真を添付すること。
- ・建物入口付近
- ・建物入口を正面から写したもの
- ・テナント表示
- ・テナント表示がない場合は、商号が判読できるポストや集合郵便受けを写したもの

②事務所の入口

- ・商号等を掲示した事務所の入口部分
- ・その他の営業所は、営業所名等も掲示すること (商号等が判読できるもの)

※ここに写真を掲載 (カラー印刷可)

③事務所の内部

- ・事務所内部の概要が確認できるよう、複数方向から写したもの
- ・執務スペースが確認できるもの
- ・応接スペースが確認できるもの
- *ブラインド、カーテン等は、開けた状態で写すこと。
- *営業所が他の法人や個人事業主と同一階にある場合又は住居と同一建物内にある場合は、以下も添付すること。
- ・間取り図 (手書き可)
- ・入口から事務所までの動線部分の写真
- ・営業所スペースが住居スペースや他法人等と明確に区分されていることが分かる写真

(注) 東京都内の主たる営業所、その他の営業所のそれぞれについて用意してください。

(7) 役員等氏名一覧表

変 追 更 新 郵

(フリガナ)
申請者

太枠内のみ記入してください。
建設業許可番号

(般・特)第 _____ 号

都 受付日 _____ / _____ / _____ 受付番号 _____

記 入 業種 _____ 担当者 _____ No. _____

役員等の氏名・性別	生年月日	役員等の氏名・性別	生年月日
フリガナ 男 女	M T S H R 年 月 日	フリガナ 男 女	M T S H R 年 月 日
フリガナ 男 女	M T S H R 年 月 日	フリガナ 男 女	M T S H R 年 月 日
フリガナ 男 女	M T S H R 年 月 日	フリガナ 男 女	M T S H R 年 月 日
フリガナ 男 女	M T S H R 年 月 日	フリガナ 男 女	M T S H R 年 月 日
フリガナ 男 女	M T S H R 年 月 日	フリガナ 男 女	M T S H R 年 月 日
フリガナ 男 女	M T S H R 年 月 日	フリガナ 男 女	M T S H R 年 月 日
フリガナ 男 女	M T S H R 年 月 日	フリガナ 男 女	M T S H R 年 月 日
フリガナ 男 女	M T S H R 年 月 日	フリガナ 男 女	M T S H R 年 月 日
フリガナ 男 女	M T S H R 年 月 日	フリガナ 男 女	M T S H R 年 月 日

注1 「役員等」とは、申請者が法人の場合には、取締役等(別表役員等欄に記載の者)及び建設業法施行令第3条に規定する使用人を、個人の場合には、事業主・支配人をいいます。

注2 知事許可の新規・追加・更新申請の際に、役員等を全員記載してください。

注3 役員等の変更届の際には、新たに就任した者のみを記載してください。

※提出に際しては、この用紙をコピーして使用できます。用紙の大きさはA4判でお願いします。

7 コード番号表

(1) 東京都区市町村コード番号表 (様式第1号項番10で記入する)

許可コード	13101 千代田区	13201 八王子市	西多摩郡	
	13102 中央区	13202 立川市		13303 瑞穂町
	13103 港区	13203 武蔵野市		13305 日の出町
	13104 新宿区	13204 三鷹市		13307 檜原村
	13105 文京区	13205 青梅市		13308 奥多摩町
	13106 台東区	13206 府中市		大島支庁
	13107 墨田区	13207 昭島市		13361 大島町
	13108 江東区	13208 調布市		13362 利島村
	13109 品川区	13209 町田市		13363 新島村
	13110 目黒区	13210 小金井市		13364 神津島村
	13111 大田区	13211 小平市		三宅支庁
	13112 世田谷区	13212 日野市		13381 三宅村
	13113 渋谷区	13213 東村山市		13382 御蔵島村
	13114 中野区	13214 国分寺市		八丈支庁
	13115 杉並区	13215 国立市	13401 八丈町	
	13116 豊島区	13218 福生市	13402 青ヶ島村	
	13117 北区	13219 狛江市	小笠原支庁	
	13118 荒川区	13220 東大和市	13421 小笠原村	
	13119 板橋区	13221 清瀬市		
	13120 練馬区	13222 東久留米市		
	13121 足立区	13223 武蔵村山市		
	13122 葛飾区	13224 多摩市		
	13123 江戸川区	13225 稲城市		
		13227 羽村市		
		13228 あきる野市		
		13229 西東京市		

上記コードは、
常勤役員等証明書・専技
証明書等で記入します。

他の道府県の市町村コード
番号を調べたい場合は、
地方公共団体情報システ
ム機構のホームページ
(<https://www.j-lis.go.jp/index.html>) を御覧く
ださい。

(2) 専任技術者証明書における建設業の種類・有資格区分のコード番号表

【 一般建設業 】		建設業の種類 (項番64)	有資格区分 (項番65)
法第7条第2号	イ (指定学科卒業と実務経験)	1	0 1
	ロ (実務経験10年以上)	4	0 2
	ハ (国家資格者又は大臣認定)	7	P68~70の資格表のうち○と◎のもの

【 特定建設業 】		建設業の種類 (項番64)	有資格区分 (項番65)
法第15条第2号イ (国家資格者)		9	P68~70の資格表のうち◎のもの
法第15条第2号ロ (指導監督的実務経験)	法第7条第2号	イ (指定学科卒業と実務経験)	0 1
		ロ (実務経験10年以上)	0 2
		ハ (国家資格者又は大臣認定)	P68~70の資格表のうち○のもの
法第15条第2号ハ (大臣認定)	同号イと同等		0 3
	同号ロと同等		0 4

8 技術者の資格（指定学科）表

——法第7条第2号イ該当者法施行規則第1条——

下表の学科ごとに、指定学科を認定できる業種が異なります。具体的な指定学科名は■の表を御確認ください。その他の名称の学科でご相談される場合は、事前に履修証明書等を、さらにこの学科が、取得を希望する業種に対応する「施工技士」の資格試験での指定学科に該当している場合は、そのことが分かる資料もあわせて御持参ください。（例：「内装」については「1級建築施工管理技士」試験の指定学科である等）

学科	建設業																													
	土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	ゆ	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
土木工学※	○			○	○	○	○		○	○	○	○	○	○				○	○			○		○	○		○		○	○
建築学		○	○	○	○	○	○		○	○	○	○				○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○	○
都市工学	○	○	○						○				○				○			○			○				○		○	
電気工学								○													○		○						○	
電気通信工学								○														○		○						
機械工学									○		○	○		○	○							○	○			○	○	○	○	○
衛生工学	○								○				○												○		○		○	
交通工学	○												○																	
林学																								○						
鉱山学																									○					

※農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む

■具体的な指定学科・類似学科 ※並びは上表の学科ごととなっております。

類似学科については、学科名の末尾にある「科」「学科」「工学科」は他のいずれにも置き換えが可能です。ただし、「森林工学科」「農林工学科」「農業工学科」「林業工学科」については、置き換えることはできません。

【土木工学】									
開発科	海洋科	海洋開発科	海洋土木科	環境造園科	環境科	環境開発科	環境建設科	環境整備科	
環境設計科	環境土木科	環境緑化科	環境緑地科	建設科	建設環境科	建設技術科	建設基礎科	建設工業科	
建設システム科	建築土木科	鉱山土木科	構造科	砂防科	資源開発科	社会開発科	社会建設科	森林工学科	
森林土木科	水工土木科	生活環境科学科	生産環境科	造園科	造園デザイン科	造園土木科	造園緑地科	造園林科	
地域開発科学科	治山学科	地質科	土木科	土木海洋科	土木環境科	土木建設科	土木建築科	土木地質科	
農業開発科	農業技術科	農業土木科	農林工学科	農業工学科（ただし、東京農工大学・島根大学・岡山大学・宮崎大学以外については、農業機械学専攻、専修又はコースを除く。）					
農林土木科	緑地園芸科	緑地科	緑地土木科	林業工学科	林業土木科	林業緑地科			

学科名に関係なく<生産環境工学・農業土木学・農業工学>コース・講座・専修・専攻

【建築学】							【鉱山学】	
環境計画科	建築科	建築システム科	建築設備科	建築第二科	住居科	住居デザイン科	造形科	鉱山科

【都市工学】			【衛生工学】					
環境都市科	都市科	都市システム科	衛生科	環境科	空調設備科	設備科	設備工業科	設備システム科

【電気工学】								
応用電子科	システム科	情報科	情報電子科	制御科	通信科	電気科	電気技術科	電気工学第二科
電気情報科	電気設備科	電気通信科	電気電子科	電気・電子科	電気電子システム科	電気電子情報科	電子応用科	電子科
電子技術科	電子工業科	電子システム科	電子情報科	電子情報システム科	電子通信科	電子電気科	電波通信科	電力科

【機械工学】								【電気通信工学】
エネルギー機械科	応用機械科	機械科	機械技術科	機械工学第二科	機械航空科	機械工作科	機械システム科	電気通信科
機械情報科	機械情報システム科	機械精密システム科	機械設計科	機械電気科	建設機械科	航空宇宙科	航空宇宙システム科	
航空科	交通機械科	産業機械科	自動車科	自動車工業科	生産機械科	精密科	精密機械科	
船舶科	船舶海洋科	船舶海洋システム科	造船科	電子機械科	電子制御機械科	動力機械科	農業機械科	

学科名に関係なく機械（工学）コース

〈参考〉学校教育法の分類による専任技術者の要件（※指定学科は、学校教育法に基づく学校でなければならず、他の法律に基づく大学院や職業訓練校、各種学校等は対象とはなりません。）

高等学校	全日制、定時制、通信制、専攻科、別科	指定学科卒業＋実務経験 5 年
中等教育学校	平成10年に学校教育法の改正により創設された中高一貫教育の学校	
大学、短期大学	学部、専攻科、別科	指定学科卒業＋実務経験 3 年
高等専門学校	学科、専攻科	
専修学校	専門課程、学科	指定学科卒業＋実務経験 5 年 (専門士、高度専門士であれば 3 年)

- ◎ 特定（法第15条2号イ）の資格及び一般（法第7条2号ハ）の資格の両方を兼ねる。
- 一般（法第7条2号ハ）の資格のみ
- 指定建設業：特定建設業の専任技術者は◎の者と大臣特認のいずれかに限られる。

9 技術者の資格（資格・免許及びコード番号）表

実務経験のみによる者は不可

資格区分及びコード番号	その他	職業能力開発促進法 （旧職業訓練法） 一技能検定	資格区分及びコード番号		電気通信事業法 資格者証
			民間資格	消防法	
99	土木	土木	土木	土木	土木
98	土木	土木	土木	土木	土木
97	土木	土木	土木	土木	土木
96	土木	土木	土木	土木	土木
95	土木	土木	土木	土木	土木
94	土木	土木	土木	土木	土木
93	土木	土木	土木	土木	土木
92	土木	土木	土木	土木	土木
91	土木	土木	土木	土木	土木
90	土木	土木	土木	土木	土木
89	土木	土木	土木	土木	土木
88	土木	土木	土木	土木	土木
87	土木	土木	土木	土木	土木
86	土木	土木	土木	土木	土木
85	土木	土木	土木	土木	土木
84	土木	土木	土木	土木	土木
83	土木	土木	土木	土木	土木
82	土木	土木	土木	土木	土木
81	土木	土木	土木	土木	土木
80	土木	土木	土木	土木	土木
79	土木	土木	土木	土木	土木
78	土木	土木	土木	土木	土木
77	土木	土木	土木	土木	土木
76	土木	土木	土木	土木	土木
75	土木	土木	土木	土木	土木
74	土木	土木	土木	土木	土木
73	土木	土木	土木	土木	土木
72	土木	土木	土木	土木	土木
71	土木	土木	土木	土木	土木
70	土木	土木	土木	土木	土木
69	土木	土木	土木	土木	土木
68	土木	土木	土木	土木	土木
67	土木	土木	土木	土木	土木
66	土木	土木	土木	土木	土木
65	土木	土木	土木	土木	土木
64	土木	土木	土木	土木	土木
63	土木	土木	土木	土木	土木
62	土木	土木	土木	土木	土木
61	土木	土木	土木	土木	土木
60	土木	土木	土木	土木	土木
59	土木	土木	土木	土木	土木

鉄筋施工は、選択科目「鉄筋施工図作成作業」及び「鉄筋組立て作業」に合格したもののみ

工事担任者資格者証は、「第一級アナログ通信及び第一級デジタル通信の両方」又は「総合通信」に限る。

等級区分はなく、実務経験不要

実務経験は、土工工事に関するものに限る。

検定職種「とび・とび工」の実務経験は、とび工事に関するもの、「コンクリート圧送施工」の実務経験はコンクリート工事に関するものに限る。

令和3年4月1日以降に、工事担任者試験に合格した者、養成課程を修了した者及び総務大臣の認定を受けた者に限る。

解体工事については、解体工事に関する実務経験のみに限る。

(注)「農業農村工学」につき、令和2年3月5日以前合格者の科目名は「農業土木」
 「流体機器」につき、令和2年3月5日以前合格者の科目名は「流体工学」
 「熱・動力エネルギー機器」につき、令和2年3月5日以前合格者の科目名は「熱工学」
 「林業・林産」につき、令和2年3月5日以前合格者の科目名は「林業」
 「廃棄物・資源循環」につき、令和2年3月5日以前合格者の科目名は、「廃棄物管理」、平成15年以前の科目名は「廃棄物処理」

実務経験のみによる者は不可

資格区分及びコード番号	電気事業法「電気主任技術者国家試験等」		建設業法「登録基幹技能者講習」		資格区分及びコード番号
	免状	登録証	講習修了証	合格証明書	
電気主任技術者 一種・二種・三種(免許交付後実務経験三年以上)	第一種電気工事士	第二種電気工事士	登録基幹技能者	建設業法「登録基幹技能者講習」	建設業の種類
58	56	55	36	34	土
54	53	52	33	33	建
51	50	49	32	32	大
48	47	46	31	31	左
45	44	43	30	30	と
42	41	40	29	29	石
39	38	37	28	28	屋
36	35	34	27	27	電
33	32	31	26	26	管
30	29	28	25	25	タ
27	26	25	24	24	鋼
23	22	21	23	23	筋
20	19	18	22	22	舗
16	15	14	21	21	し
13	12	11	20	20	ゆ
11	10	9	19	19	板
			18	18	ガ
			17	17	塗
			16	16	防
			15	15	内
			14	14	機
			13	13	絶
			12	12	通
			11	11	園
			10	10	井
			9	9	具
			8	8	水
			7	7	消
			6	6	清
			5	5	解

旧電気工事士法による従来の電気工事士免状は第二種電気工事士免状とみなされる。

このほか、旧規則(改正前の技術士法施行規則)による部門「選択科目」

昭和57年総理府令第37号による改正前の技術士法施行規則による選択科目

合格年度に関わらず、解体工事の実務経験1年以上の証明または登録解体工事講習の受講が必要

H27年度までの合格者は、解体工事に関する実務経験1年以上の証明または登録解体工事講習の受講が必要(P72参照)

10 登録基幹技能者について

(新様式)

建設業法施行規則及び施工技術検定規則の一部を改正する省令(平成29年国土交通省令第67号)により、許可を受けようとする建設業の種類に応じて国土交通大臣が認める登録基幹技能者については、平成30年4月1日以降主任技術者の要件を満たすこととされました。

登録基幹技能者が主任技術者要件を満たしているか否かについては、講習修了証において、「実務経験を有する建設業の種類について建設業法第26条第1項に定める主任技術者の要件を満たすと認められる」ことが記載されていることで、確認を行います。

なお、平成30年4月1日前に交付された講習修了証(旧様式)でも、主任技術者の要件を満たしていることを確認できる講習もあるため、ページ下段の※表を参考にしてください。

(登録基幹技能者講習の種目) 講習修了証

修了証番号 第 号
氏 名 (生年月日 年 月 日)
実務経験を有する建設業の種類: 工事業
この者は、建設業法施行規則第18条の3第2項第2号の登録基幹技能者講習を修了した者であることを証します。
この者は、(建設業の種類)について、建設業法第26条第1項の主任技術者の要件を満たす者であると認められます。

修了年月日 年 月 日
有効期限 年 月 日

(登録基幹技能者講習実施機関の名称) 印

この記載が必要になります(ページ下の※を参照)。また、複数業種を証明する場合は、その全てについて併記が必要です。

資格区分及びコード番号	基幹技能者																										資格区分及びコード番号														
	登録圧入工基幹技能者	登録解体基幹技能者	登録土工基幹技能者	登録ALC基幹技能者	登録硝子工事基幹技能者	登録建築大工基幹技能者	登録消防設備基幹技能者	登録標識・路面標示基幹技能者	登録タイル張り基幹技能者	登録基礎工基幹技能者	登録運動施設基幹技能者	登録冷凍空調基幹技能者	登録グラウト基幹技能者	登録保温保冷基幹技能者	登録ダクト基幹技能者	登録外壁仕上基幹技能者	登録建築板金基幹技能者	登録エクステリア基幹技能者	登録サッシ・カーテンウォール基幹技能者	登録内装仕上工事基幹技能者	登録切断穿孔基幹技能者	登録嵩・土工基幹技能者	登録配管基幹技能者	登録型枠基幹技能者	登録圧接基幹技能者	登録鉄筋基幹技能者		登録PC基幹技能者	登録海上起重基幹技能者	登録機械土工基幹技能者	登録左官基幹技能者	登録建設塗装基幹技能者	登録トンネル基幹技能者	登録防水基幹技能者	登録コンクリート圧送基幹技能者	登録造園基幹技能者	登録橋梁基幹技能者	登録電気工事基幹技能者			
建設業の種類	登録基幹技能者の有資格コードは、全業種共通で「36」になります。基幹技能者講習と主任技術者として認められる建設業の種類については、以下のとおりです。また、取得できる許可は一般(法第7条2号ハ)のみとなります																										建設業の種類														
大																																								大	
左																																								左	
と	○	○															○																							と	
石																																								石	
屋																																								屋	
電																																								電	
管																																								管	
夕				○																																				夕	
鋼																																								鋼	
筋																																									筋
舗																																									舗
しゅ																																									しゅ
板																																									板
方				○																																					方
塗																																									塗
防																																									防
内																																									内
絶																																									絶
通																																									通
園																																									園
具																																									具
消																																									消
解	○																																								解

※平成30年4月1日前に交付された講習修了証(旧様式)でも、主任技術者の要件を満たしていることを確認できる講習上の表で◇印のある講習については、従前の講習修了証を有している者は、当該講習修了証に記載された実務経験を有する建設業の種類について10年以上の実務経験を確実に有していることから、従前の講習修了証であっても主任技術者の要件を満たしていると確認できる。なお、登録機械土工基幹技能者講習、登録PC基幹技能者講習及び登録運動施設基幹技能者講習においては、「土木工事業」についても実務経験を有する建設業の種類として定められているが、土木工事業については、主任技術者の要件として認められていないことに留意する必要がある。

11 解体工事業について

(1) 業種区分の新設の経緯

高度成長期以降に集中整備したインフラが一斉に老朽化し、重大な公衆災害の発生等に対応した適正な施工体制を確保するため、平成26年6月に公布された建設業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第55号）において、建設業許可の業種区分が約40年ぶりに見直され、解体工事業が新設されました（平成28年6月1日施行）。

(2) 解体工事の内容、例示、区分の考え方

解体工事の種類 (建設業別表 第一の上欄)	建設工事の内容 (昭和47年3月8日建設省告示第350号)	建設工事の例示	建設工事の区分の考え方	
とび・土工・コンクリート工事	足場の組立て、機械器具・建設資材等の重量物の運搬配置、鉄骨等の組立て、工作物の解体等を行う工事(以下略)	とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物の揚重運搬配置工事、鉄骨組立て工事、コンクリートブロック据付け工事、工作物解体工事(以下略)	平成28年5月31日以前のとび・土工・コンクリート工事の区分の考え方のうち、下記解体分を除いたものが該当する。	
<u>解体工事</u>	<u>工作物の解体を行う工事</u>	工作物解体工事	それぞれの専門工事において建設される目的物について、それのみを解体する工事は各専門工事に該当する。総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物や建築物を解体する工事は、それぞれ土木一式工事や建築一式工事に該当する。	
	解体を伴う新設		解体のみ	
	各専門工事で作ったもの 例：信号機を解体して同じものを作る。	土木一式工事・建築一式工事で作ったもの 例：一戸建て住宅を壊して新築住宅を作る。	各専門工事で作ったもの 例：信号機を解体して更地にする。	土木一式工事・建築一式工事で作ったもの 例：一戸建て住宅を壊して更地にする。
H28 5/31以前	各専門工事で施工 例：電気工事業	土木一式工事・建築一式工事で施工 例：建築一式工事業	とび・土工工事で施工	とび・土工工事で施工
H28 6/1以降	各専門工事で施工 例：電気工事業	土木一式工事・建築一式工事で施工 例：建築一式工事業	各専門工事で施工 例：電気工事業	解体工事で施工

※ 建設工事に係る資材の再資源化に関する法律（建設リサイクル法）の解体工事業との違い

建設リサイクル法の解体工事業は、建設業のうち建築物を除却するための解体工事を請け負う営業と規定されています（建リ法第2条）。請負金額の下限は規定されていません。

そして、解体工事業を営もうとする者（建設業法における土木工事業、建築工事業又は解体工事業の許可を受けた者を除く）は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならないと規定されています（建リ法第21条）。

なお、建設リサイクル法の解体工事業の登録事務も建設業課で行っています。詳しくは「解体工事業者登録申請等の手引き」をご参照ください。

(3) 解体工事業の新設に伴う法律上の経過措置

今後、新たに解体工事業を営む場合には、業種追加申請（P18～19）等により解体工事業の許可を受けている必要があります。

※「みなし」の専任技術者によって許可を受けられる経過措置期間は、令和3年6月30日に終了したため、令和3年7月1日以降、許可を受ける（継続する）場合には、「要件に合致した」専任技術者が必要です。（P72参照）

(4) 解体工事業の常勤役員等（経営管理責任者）の要件

＜交代日が令和2年9月30日以前の者＞

- ① 施行日以前（平成28年5月31日以前）のとび・土工工事業について、5年以上の経營業務の管理責任者としての経験を有する者
- ② 解体工事業について、5年以上の経營業務管理責任者としての経験を有する者
- ③ 解体工事業と施行日以前（平成28年5月31日以前）のとび・土工工事業を合算して、5年以上の経營業務の管理責任者としての経験を有する者
- ④ 上記以外の建設業で、6年以上の経營業務の管理責任者としての経験を有する者

＜交代日または業種追加日が令和2年10月1日以降の者＞

- ⑤ P7、55～57に示す常勤役員等の各要件のいずれかを満たす者

(5) 解体工事業の技術者要件

要件に合致した専任技術者となることのできる者は、下記のいずれかの資格等を有する者です。

No	技術者要件に関する資格等	許可種類	注意事項及び必要な実務経験の証明期間
1	1級土木施工管理技士	一般・特定	※1
2	1級建築施工管理技士	一般・特定	※1
3	技術士（建設部門又は総合技術監理部門（建設））	一般・特定	※2
4	指導監督的な実務経験を有する者	一般・特定	P49参照
5	監理技術者の資格のいずれか（上記1～4）	一般・特定	※上記いずれかによる
6	2級土木施工管理技士（土木）	一般のみ	※1
7	2級建築施工管理技士（建築）	一般のみ	※1
	（躯体）	一般のみ	※1
8	とび技能士 1級	一般のみ	無し（改正法附則第二条には該当しない）
	2級	一般のみ	解体工事に関し、 3年以上（平成15年度以前の合格者は1年以上）
9	解体工事施工技士	一般のみ	無し ※受講機関はP73参照
10	実務経験 通常証明	一般のみ	10年以上
	解体工事業に関する指定学科（P67参照）	一般のみ	P67下表参照
	振替による証明（P59【エ】も参照）	一般のみ	（土）（建）（と）のいずれか1業種につき 4年以上、（解）につき8年以上の計12年以上

※1 改正法附則第二条より、平成27年度までの合格者に対しては、解体工事の実務経験1年以上証明または登録解体工事講習の受講が必要となります。登録解体工事講習の実施機関は手引P73を参照し、講習の実施日時・会場及び受講申込方法等については、これらの登録解体工事講習実施機関にお問い合わせください。

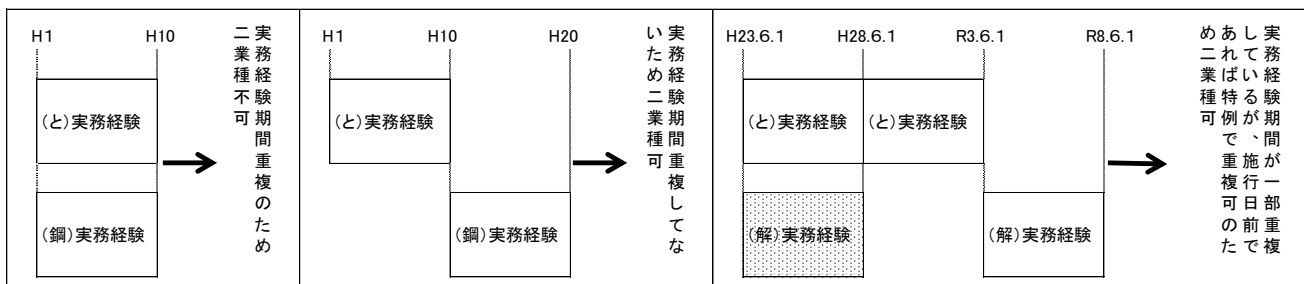
※2 改正法附則第三条より、合格年度にかかわらず、解体工事の実務経験1年以上証明または登録解体工事講習の受講が必要です。

① 実務経験年数の証明に必要な確認資料

解体工事の実務経験として認められる工事は、平成28年6月1日改正法施行前のとび・土工工事（以降、旧とび・土工工事）の実務経験期間のものであっても、「工作物の解体を行う工事（P71青線箇所参照）」のみとなります。実務経験年数については、P59【エ】記載の確認資料の取扱いと同様に請負契約書等により、工期を確認して算出します（建物解体後に新築工事を一括で請負う等、一つの契約書で解体工事以外の工事も併せて請負ったものについては、当該契約の工期を実務経験期間とすることができる。）。

ただし、旧とび・土工工事業の許可業者で、既に提出済みの変更届出書（決算報告）の中の工事経歴書から解体工事の実績が確認できる場合は、その期間分につき、請負契約書等に替えることができます（※受付印の押印された変更届出書（決算報告書）の副本表紙及び当該工事経歴書の写し、また必要に応じて工事内容のわかる資料等が必要となります（原本提示）。

なお、平成28年5月31日までの旧とび・土工工事業での実務経験に限り、同期間中に解体工事の実績がある場合は、実務経験期間の重複計上を認めています。



※建設リサイクル法施行後の解体工事に係る実務経験は、とび・土工工事業許可又は建設リサイクル法に基づく解体工事業登録を受けた期間に請け負ったものだけに限り経験期間に算入できます。

② 令和3年6月30日以前は「みなし」の専任技術者による解体工事業の許可が認められていましたが、現在は認められていません。「みなし」の専任技術者となっている場合は、至急建設業課に連絡してください。

12 国家資格等についての問合せ先

資格等	試験の実施機関等	所管庁等
建設機械 施工技士	(一社) 日本建設機械施工協会 〒105-0011 港区芝公園3-5-8 機械振興会館 TEL 03-3433-1501 http://www.icmanet.or.jp/	国土交通省 総合政策局 公共事業企画調整課 TEL 03-5253-8111(代) 内24-914
土木施工 管理技士	(一財) 全国建設研修センター 〒187-8540 小平市喜平町2-1-2 TEL 042-300-6850 http://www.jctc.jp/	国土交通省 不動産・建設経済局 建設業課 TEL 03-5253-8111(代) 内24-716
建築施工 管理技士	(一財) 建設業振興基金 試験研修本部 〒105-0001 港区虎ノ門4-2-12 虎ノ門4丁目MTビル2号館 TEL 03-5473-1581 http://www.kensetsu-kikin.or.jp/	国土交通省 不動産・建設経済局 建設業課 TEL 03-5253-8111(代) 内24-716
登録基礎 くい工事	(一財) 日本基礎建設協会 〒103-0014 中央区日本橋蛸殻町2-8-12 岸浪ビル6F TEL 03-6661-0128 http://www.kisokyo.or.jp/ (一財) コンクリートパイル建設技術協会 〒105-0013 港区浜松町2-7-15 日本工築2号館3階 TEL 03-5733-5881 http://www.c-pile.or.jp/copita/index.html	国土交通省 不動産・建設経済局 建設業課 TEL 03-5253-8111(代) 内24-716
電気工事施 工管理技士	(一財) 建設業振興基金 試験研修本部 〒105-0001 港区虎ノ門4-2-12 虎ノ門4丁目MTビル2号館 TEL 03-5473-1581 http://www.kensetsu-kikin.or.jp/	国土交通省 不動産・建設経済局 建設業課 TEL 03-5253-8111(代) 内24-716
管工事施 工管理技士	(一財) 全国建設研修センター 〒187-8540 小平市喜平町2-1-2 TEL 042-300-6850 http://www.jctc.jp/	国土交通省 不動産・建設経済局 建設業課 TEL 03-5253-8111(代) 内24-716
電気通信工 事施工管理技士	(一財) 全国建設研修センター 〒187-8540 小平市喜平町2-1-2 TEL 042-300-6850 http://www.jctc.jp/	国土交通省 不動産・建設経済局 建設業課 TEL 03-5253-8111(代) 内24-716
造園施 工管理技士	(一財) 全国建設研修センター 〒187-8540 小平市喜平町2-1-2 TEL 042-300-6850 http://www.jctc.jp/	国土交通省 不動産・建設経済局 建設業課 TEL 03-5253-8111(代) 内24-716
登録基礎 技能者	国土交通省ホームページ(登録基礎技能者講習を実施している機関) 参照 http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000159.html	国土交通省 不動産・建設経済局 建設市場整備課 TEL 03-5253-8111(代) 内24-857
建築士 木造建築士	(公財) 建築技術教育普及センター本部 〒102-0094 千代田区紀尾井町3-6 紀尾井町パークビル TEL 03-6261-3310 http://www.jaeic.or.jp/	(一社) 東京建築士会 (注) TEL 03-3527-3100 (代表)
技 術 士	(公社) 日本技術士会 技術士試験センター 〒105-0011 港区芝公園3-5-8 機械振興会館4階 TEL 03-6432-4585 http://www.engineer.or.jp/ (一財) 電気技術者試験センター 〒104-8584 中央区八丁堀2-9-1 RBM東八重洲ビル8階 TEL 03-3552-7651 http://www.shiken.or.jp/	文部科学省 科学技術・学術政策局 人材政策課 技術士係 TEL 03-5253-4111(代) 内3888 東京都 環境局 環境改善部 環境保安課 火災電気担当 TEL 03-5388-3553 (直通)
電気工事 技 術 者	(一財) 電気技術者試験センター 〒104-8584 中央区八丁堀2-9-1 RBM東八重洲ビル8階 TEL 03-3552-7651 http://www.shiken.or.jp/	経済産業省 商流通保安グループ 電力安全課 TEL 03-3501-1742 (直通)
電気通 信 主 任 技 術 者	(一財) 日本データ通信協会 電気通信国家試験センター事務所 〒170-8585 豊島区巣鴨2-11-1 巣鴨室町ビル6階 TEL 03-5907-6556 http://www.shiken.dekyo.or.jp/	総務省 総合通信基盤局 電気通信事業部 電気通信技術システム課 TEL 03-5253-5862
地すべり防 止 工 事 士	(一社) 斜面防災対策技術協会 〒105-0004 港区新橋6-12-7 新橋SDビル6階 TEL 03-3438-0493 http://www.jasdim.or.jp/	国土交通省 不動産・建設経済局 建設業課 TEL 03-5253-8111(代) 24-716
建築設備 士	(公財) 建築技術教育普及センター本部 〒102-0094 千代田区紀尾井町3-6 紀尾井町パークビル TEL 03-6261-3310 http://www.jaeic.or.jp/	国土交通省 住宅局 建築指導課 TEL 03-5253-8111(代) 内39-524
計 装 士	(一社) 日本計装工業会 〒105-0031 千代田区東神田2-4-5 東神田堀商ビル4階 TEL 03-5846-9165 http://www.keiso.or.jp/	国土交通省 不動産・建設経済局 建設市場整備課 TEL 03-5253-8111(代) 内24-857
給水装置工 事 主 任 技 術 者	(公財) 給水工事技術振興財団 〒163-0712 新宿区西新宿二丁目7番1号 小田急第一生命ビル12階 TEL 03-6911-2711 http://www.kyuukou.or.jp/	厚生労働省 健康局 水道課 TEL 03-5253-1111(代) 内4029
消 防 設 備 士	(一財) 消防試験研究センター 中央試験センター 〒151-0072 渋谷区幡ヶ谷1-13-20 TEL 03-3460-7798 http://www.shoubo-shiken.or.jp/	総務省 消防庁 予防課 TEL 03-5253-7523
技 能 士	東京都職業能力開発協会 〒101-8527 千代田区内神田1-1-5 東京都産業労働局神田庁舎5階 TEL 03-6631-6052 http://www.tokyo-vada.or.jp/	東京都 産業労働局 雇用就業部 能力開発課 技能評価担当 TEL 03-5320-4717 (直通)
監 理 技 術 者 資 格 者 証	(一財) 建設業技術者センター 〒102-0084 千代田区二番町3番地 麹町スクエア4階 TEL 03-3514-4711 http://www.cezaidan.or.jp/	国土交通省 不動産・建設経済局 建設業課 TEL 03-5253-8111(代) 内24-716
解体工事施 工技士	(公社) 全国解体工事業団体連合会 〒104-0032 東京都中央区八丁堀4丁目1-3 TEL 03-3555-2196 https://www.zenkaikouren.or.jp/	国土交通省 不動産・建設経済局 建設業課 TEL 03-5253-8111(代) 内24-716
登録解体講 習	(公社) 全国解体工事業団体連合会 〒104-0032 東京都中央区八丁堀4丁目1-3 TEL 03-3555-2196 https://www.zenkaikouren.or.jp/ (一財) 全国建設研修センター 〒187-8540 東京都小平市喜平町2-1-2 TEL 042-300-1743 http://www.jctc.jp/	国土交通省 不動産・建設経済局 建設業課 TEL 03-5253-8111(代) 内24-716

(注)他道府県在住の一級建築士については、各住所地の建築士会へお問い合わせください。また、他道府県登録の二級建築士・木造建築士については、各道府県又は各道府県指定登録機関へお問い合わせください。